

新潟市工事確認実施要領 新旧対照表

改正後	現行	備考
(趣旨) 第1条 この要領は、新潟市請負工事の監督及び検査要綱第13条に規定する工事確認（以下「確認」という。）の実施に関し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の指導育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (対象) 第2条 対象は、1件の当初設計金額が<u>400万円</u>を超え500万円未満のものとする。 (確認者) 第3条 (略) 2 (略) (確認の方法) 第4条 (略) 2 (略) (確認の報告) 第5条 (略) (その他) 第6条 (略)	(趣旨) 第1条 この要領は、新潟市請負工事検査要綱第12条に規定する工事確認（以下「確認」という。）の実施に関し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の指導育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (対象) 第2条 対象は、1件の当初設計金額が<u>250万円</u>を超え500万円未満のものとする。 (確認者) 第3条 確認者は、当該工事の監督を行う者（以下「監督員」という。）及び検査を行う者（以下「検査員」という。）とする。 2 新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）において、工事担当課長に検査権限が付与されていない場合、検査担当課長の権限で検査を行うことができる。 (確認の方法) 第4条 確認は、確認者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。 2 確認は、監督員が施工確認票（別記様式第1号）を、検査員が工事検査確認票（別記様式第2号）を作成する。 (確認の報告) 第5条 確認が完了したときは、関係書類を添えて工事担当課長等に報告する。 (その他) 第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検	

附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。</u>	査担当課長が別に定める。 附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	
---	--	--